遊漁船業者登録票

氏名又は名称	有限会社 渡辺釣船店
登録番号	神奈川県知事 第1074号
登録の有効期間	令和5年9月18日から 令和10年9月17日まで
営業所の所在地	神奈川県横浜市中区新山下1-3-4
遊漁船の名称	第五神功丸 第七神功丸 第十神功丸
遊漁船業務主任者の氏名	渡辺 晃伸、田中 茂生 杉村 裕二、金子 大士
損害賠償措置の保険期間	2023年10月1日から 2024年10月1日まで

登録番号	号 *1074			氏名	又は名	陈 1	*有限会社	渡	辺釣船店		
作成日	2023/7/24	変更日	1:	/	/	2:	/	1	3:	/	/

1枚目) 遊漁船の総トン数、長さ、定員及び通信設備等 別表4(全 1枚の 船舶番号等 総トン数 長さ 旅客定員 遊漁船の使用形態(該当に○) 業務形態 遊漁船 整理 通信設備 主たる業務: ◎ 遊漁船の登録状況 (該当に○) その他全て:〇 の状況 番号 の名称 船舶の所有状況 (該当に○) (該当に○) 遊漁船の連絡方法 (無線の形式と周波数等) ● KN2-1659 14\> 14.36m 35人 (回)船釣り 第七神功丸 235-42827 () 磯渡し 1 () 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用 () 後渡し () 防波堤渡し (○) 単独登録·() 重複登録 (〇) 無線 () その他 (〇) 他の設備 (○)自己所有船舶·()他者所有船舶 ()設備無し A3E1W 090-3065-6507 235-18710 11 トン 11.99m *42人 (◎) 船釣り () 磯渡し ()遊漁船専用・()漁船と兼用・(○)他使用と兼用 2 第五神功丸 () 筏渡し (○) 単独登録·() 重複登録 (○) 無線 () 防波堤渡し (〇) 他の設備 () その他 (○)自己所有船舶·()他者所有船舶 ()設備無し A3E1W 090-5759-0316 235-31042 13トン 11.99m 36人 (◎) 船釣り KN2-1528 () 磯渡し 第十神功丸 () 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用 () 筏渡し (○) 単独登録·() 重複登録 (O) 無線 () 防波堤渡し (○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶 () その他 ()他の設備 ()設備無し A3E1W

登録番号					氏名	又は名	称				
作成日	_/	/	変更日	1:	1	/	12:	-/	1	12.	

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

〇一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動 揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、 防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる 場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行いま す。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用 者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴 衣を着用させます。
- その他 (
- ○船釣りをする場合
- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する教命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
- ○体験漁業(観光定置、観光底びき等)をする場合
- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

(*は必ず記入)

登録番号	号 *1074			氏名又は名称	*有	限会社	渡	辺釣船店		
作成日	2023/7/24	変更日	1:		2:	/	/	3.	1	

別表6 出航中止基準と帰航基準

別衣	中止基準と帰机基準	
出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法	により行います。 (該当に〇)
	(○) 単独の判断	()団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、 以下の何れかの状況となっている場合、出航を中止します。	行います。
	*(○)海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令中 (○)出航地の波高 2.5 m	②上記団体の代表者、連絡先 代表者 * 連絡先 *
	(○) 出航地の視程 200 m	
	*(○) 事業者が危険と判断したとき () その他 ()	別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり
帚航基準	案内する漁場において、以下の何れ ととします。	いかの状況に至った場合、帰航するこ
	*(○)海上警報(風、霧等)、波浪警 *(○)利用者に急病人やケガ人が出	
Breite.	(○) 漁場における波高 2.	5 m
	(○)漁場における風速(○)漁場における視程20	5 m 00 m
	*(○) 上記の他、利用者の安全の確 () その他(
	ALTO GOOD TO THE	Miles In the last of the last of

	号 *1074			氏名	又は名	称	*有图	艮会社	渡	辺釣船店		
		変更日	1:	/	/	12	2:	/	/	3:	/	/
作成日	2023/7/24	及人日	1									

別表7 天候が悪化した場合の対処方法

天候が悪化した場 合の避難する場 出航した港等に帰航できない場合には、以下の場所に避難します。

案内する漁場の位置	避難する港
東京湾全域 横浜沖、久里浜沖、剣崎沖、 金谷沖、小柴沖、追浜沖、竹 岡沖、木更津沖、富津沖、走 水沖、猿島沖、金田沖、観音 崎沖、磯子沖、杉田沖	*久里浜港、柴漁港、鴨居漁港金谷港、金沢漁港、柴漁港館山港、富津港、本牧漁港

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

	磯等(磯、筏、防波堤等)渡しの業務を行う場合
磯等と遊漁船との 間の連絡方法	()携帯電話()利用者に渡した発煙筒()その他()
磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、利用者を緊急的に回収する方法	*

(*は必ず記入)

登録番号	号 *1074			氏名又は名称	有限会社	渡辺釣船店	
作成日	2023/7/24	変更日	1:		2:	3:	///

別表8 安全確保のため周知すべき内容とその方法

周知の方法 (該当に〇)	周知する内容 (該当に○)
る。	-般的事項 * (○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * (○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * (○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * (○) 教命胴衣の保管場所 * (○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、教命胴衣等(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること
漁場において口頭で説明する。	磯等渡しの場合 * () 磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣を着用すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 () その他 (携帯電話の利用が多い) 一般的事項 () その他 () 磯等渡しの場合 * () 磯等からの帰航時間 * () 磯等で天候が急変した場合における避難場所 () その他 ()

登録番号					氏名	又は名	称				
作成日	/	/_	変更日	1:	/	/	12:	/	1	13:	7/

別表 10 情報を収集すべき事項

に必要な情報

(1) 利用者の安全の確保 出航地における波高、風速、視程

出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報

水路通報、気象・津波・海上警報等の情報

乗船する利用者数

(12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関す る情報

立入禁止区域に関する情報

(2) 漁場の安定的な利用 関係の確保に必要な情

法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁 場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁 場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄し ている都道府県知事が提供している情報

漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄す る都道府県に設置されている海面利用協議会が提供してい る情報

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用 に関する情報

未成年者である場 フリガナ 氏名又は名称 合の法定代理人の 氏名及び住所 郵便番号(面 住 所 電話番号(法定代理人が法人 である場合の フリガナ 代表者の氏名 法定代理人が法人である場合の役員 (業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者) の氏名及び フリガナ 役職(常勤・非常勤) 役職 (常勤・非常勤) 氏 名 氏 名 代表取締役 渡 辺 晃 伸 営業所の名称及び所在地 在 地 所 フリガナ 郵便番号 (231-0801) 称 名 電話番号 (045) 622-8381 ワタナヘ ツリフネテン ユウケーンカーイシャ 神奈川県横浜市中区新山下1-3-4 有限会社 渡辺釣船店 法第12条に規定する 者(遊漁船業務主任 渡辺晃伸、杉村裕二、田中茂生、金子大士 者) の氏名 損 害 賠 償 措 フリガナ (磯等渡し 無) 遊漁船の名称 保険契約又は共済契約 填補限度額 保険期間(年月 日から の名称 及び旅客定員 年 月 日まで) 2023年10月1日から タ"イコ"シンコウマル 1億円/人42名 共栄火災海上保険株式会社 第五神功丸 2024年10月1日まで 遊漁船業者総合保険 2023年10月1日から ターイナナシンコウマル 共栄火災海上保険株式会社 1億円/人35名 第七神功丸 2024年10月1日まで 遊漁船業者総合保険 **す** イシ ュウシンコウマル 1億円/人36名 2023年10月1日から 共栄火災海上保険株式会社 第十神功丸 2024年10月1日まで 遊漁船業者総合保険 他の都道府県知事の登録状況 号 登 録 番 録

備考

- 1 *印のある欄には、記入しないこと。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 3 「新規・更新については、不要なものを消すこと
- 4 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 5 「損害賠償措置」の欄については、磯等渡し(漁場における磯、いかだの上その 他漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務を いう。)の「有・無」について、不要なものを消すこと。また、磯等渡しを行う場 合にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害 を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。